

万代健康保険組合の対応

万代健康保険では新規加入者のマイナ保険証を利用するための処理に時間を要するため、一旦加入者全員に短期間の資格確認書を交付します。詳しくは以下をご覧ください。

	令和 6 年				令和 7 年				令和 8 年
	4～6 月	7～9 月	10～12 月	1～3 月	4～6 月	7～9 月	10～12 月	1 月～	
保険証 (カード)	<12月1日以前の加入者> 令和6年12月1日以前に交付した保険証は、令和7年12月1日まで使用可。								
資格確認書	<12月1日以前の加入者>			マイナ保険証を有していない方が保険証を紛失した場合は申請により交付					
	<12月2日以降の加入者>			職権交付【短期証】 職権【健康保険組合で把握して送付】・申請交付					

資格確認書

はがき型

①新規加入者のマイナンバー処理に2カ月程度かかるため、対象者全員に交付する。【短期→加入月の翌月末まで使用可能】

※マイナンバーカードの取得・健康保険利用登録をしていない場合は作成・登録を行っていただくをお願いします。

②マイナ保険証の利用が可能となったとき、健康保険組合から「資格情報のお知らせ」を送付します。

【申請交付】
マイナカードの紛失・更新中の者、介護等の要配慮者が対象です。

【職権交付】
次に該当する方が対象です。
○マイナカードの未取得者
○健康保険の利用登録の未登録者
○マイナ保険証の登録解除者
○マイナカードの電子証明書期限切れ者
○マイナカードの返納者
○登録処理未完了者